

発委第3号

令和5年9月11日

一関市議会議長 勝 浦 伸 行 様

提出者 議会運営委員会委員長 佐 藤 浩

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

一関市議会会議規則第14条第2項の規定により、標記の意見書案を別紙のとおり提出します。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっており、地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となります。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては全国的に専門化が進んでいるところです。

一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さが問題となっています。

さらに、地方においては、議員報酬の課題や社会保障の面から、子育て世代など若手議員のなり手不足が深刻化しております。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金への加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月28日

岩手県一関市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

発委第4号

令和5年9月21日

一関市議会議長 勝 浦 伸 行 様

提出者 教育民生常任委員長 永 澤 由 利

不登校対策のための教育相談支援体制充実を求める意見書
について

一関市議会会議規則第14条第2項の規定により、標記の意見書案
を別紙のとおり提出します。

不登校対策のための教育相談支援体制充実を求める意見書

不登校児童生徒数は年々増加しており、令和3年度の文部科学省の調査によれば、小・中学校における児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人（前年度20.5人）となっています。

一関市における不登校児童生徒数は令和4年度において190人であり、本市としても不登校で苦しんでいる子どもたちへの支援は様々行われていますが、減少には転じていない状況にあります。

岩手県教育委員会から配置いただいているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは様々な支援や相談の対応を行っていただいております。

しかしながら、一関市は広い市域を有しており、学校間の移動時間も多くかかり、現在1名のスクールソーシャルワーカー、9人のスクールカウンセラーだけでは、対応が困難な状況であります。特にスクールソーシャルワーカーについては、人員不足であり、一人で5校を担当している実態があり、配置を希望する学校が多数あるにもかかわらず配置できていない状況です。

また、学校においては、担任外の教員が配置されていない学校も多くあり、不登校などにきめ細かに対応可能な教員体制が不足しております。

岩手県におかれましては、子どもたちの笑顔があふれる教育環境づくりのために、下記の事項の実現について強く要望します。

記

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの相談員の増員を含めた不登校対策に対する支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月28日

岩手県一関市議会

岩 手 県 知 事 様
岩手県教育委員会教育長 様